

豪雨災害で被害を受けた方への支援

※被害の状況により受けられない制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

税金や公共サービスの減免等

■市・県民税の減免

災害により一定程度以上の損害を受けたとき、申請後に到来する納期限に係る市・県民税の減免を受けられる場合があります。

※損害保険金差引き後で判定、所得制限あり。

☎市民税課(☎0848-38-9154)

■固定資産税等の減免

災害により一定程度以上の損害を受けたとき、申請後に到来する納期限に係る被災家屋等の固定資産税、都市計画税の減免を受けられる場合があります。

☎資産税課(☎0848-38-9164)

■国民健康保険料の減免

災害により一定程度以上の損害を受けたとき、申請後に到来する納期限に係る国民健康保険料の減免を受けられる場合があります。

※損害保険金差引き後で判定、所得制限あり。

☎市民税課(☎0848-38-9145)

■後期高齢者医療保険料の減免

災害により一定程度以上の損害を受けたとき、申請後に到来する納期限に係る後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。

※損害保険金差引き後で判定、所得制限あり。

☎市民税課(☎0848-38-9145)

■介護保険料の減免

災害により一定程度以上の損害を受けたとき、申請後に到来する納期限に係る介護保険料の減免を受けられる場合があります。

※損害保険金差引き後で判定、所得制限あり。

☎市民税課(☎0848-38-9145)

■国民年金保険料の減免

災害により住宅、家財などの財産に係る損害が概ね2分の1以上であれば、国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。(免除期間平成30年6月分から平成32年6月分まで)

☎保険年金課(☎0848-38-9143)

■障害福祉サービス等の減免

災害により一定程度以上の損害を受けたとき、障害福祉サービス等利用者負担の軽減等を受けられる場合があります。

☎社会福祉課(☎0848-38-9124)

■市税等の徴収の猶予

災害等により一定の条件において納付が困難と認められるとき、1年以内(事情により最高2年)に限り納税が猶予される場合があります。

※保険料については、6カ月以内。

☎収納課(☎0848-38-9210)

子どもに関すること

■保育所保育料・公立幼稚園保育料の減免

災害により一定程度以上の損害を受けたとき、保育料の減免を受けられる場合があります。

☎保育所保育料:

子育て支援課(☎0848-38-9114)

公立幼稚園保育料:

教育委員会庶務課(☎0848-20-7238)

■放課後児童クラブ利用料の減免

災害により一定程度以上の損害を受けたとき、放課後児童クラブ利用料の減免を受けられる場合があります。

☎子育て支援課(☎0848-38-9215)

■児童扶養手当の特別措置

被災者に対する児童扶養手当について、特別措置を講じる場合があります。

☎子育て支援課(☎0848-38-9112)

■特別児童扶養手当等の特別措置に関すること

被災者に対する特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、特別措置を講じる場合があります。

☎社会福祉課(☎0848-38-9124)

■就学援助

災害により一定程度以上の損害を受けたときは就学援助の対象となる場合があります。

☎教育指導課(☎0848-20-7474)



各種相談窓口

■被災住宅と建築物等の復旧に関する相談窓口

☎住宅・建築物が被害を受けた人

☎住宅の復旧方法や必要となる手続き等について、建築の技術的な相談の受付や各種支援制度の紹介

☎建築課

(建築物の技術的な相談☎0848-38-9245

各種住宅支援制度☎0848-38-9247)

■中小企業者等の特別相談窓口

☎日本政策金融公庫尾道支店(☎0848-22-6111)

尾道商工会議所(☎0848-22-2165)

因島商工会議所(☎0845-22-2211)

尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)

■消費生活に関する無料電話相談

被災地域を対象に、国民生活センターが、無料電話相談「消費者トラブル110番」を開設しています。

☎被災地域及び被災者を対象とした消費生活に関することなど

日時 毎日10:00~16:00

電話番号 0120-7934-48

※050から始まるIP電話からは03-5793-4110におかけください(通話料有料)。

■弁護士による豪雨災害相談ダイヤル

広島弁護士会・法テラスにおいて、被災者の生活関連相談について電話相談ダイヤルを開設しています。

☎住宅・借金・相続・契約・生活・事業に関することなど

日時 毎日12:00~16:00

電話番号 0120-611-613

※今後も支援の情報が増え次第、随時市ホームページなどでお知らせします。



見舞金・融資

■災害見舞金

災害により住宅が全壊又は半壊した世帯の世帯主及び重傷者に見舞金を支給します。

☎社会福祉課(☎0848-38-9122)

■災害援護資金貸付

次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主を対象に貸付を行います。※貸付限度額350万円、所得制限あり。

☎①世帯主が負傷し、療養に要する期間が約1カ月以上

②家財の3分の1以上の損害

③住宅の半壊又は全壊・流出

☎社会福祉課(☎0848-38-9122)

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子・父子・寡婦家庭の人で、住宅の建設・購入・増改築・転宅をされる場合の資金の貸付(低利又は無利子)を行っています。

☎子育て支援課(☎0848-38-9112)

義援金等の受付

■日本赤十字社の広島県豪雨災害義援金

受付場所 社会福祉課、各支所

☎社会福祉課(☎0848-38-9122)

■平成30年7月豪雨尾道市災害義援金

受付場所 尾道市社会福祉協議会本所・各支所

市役所本庁(社会福祉課)

※尾道市社会福祉協議会本所・各支所、市役所本庁1階

ロビー・各支所に義援金箱を設置しています。

☎尾道市社会福祉協議会(☎0848-22-8385)

■尾道市へのふるさと納税

申「ふるさとチョイス」HPから

HP <https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/434>

☎政策企画課(☎0848-38-9314)

